

資治通鑑 第 211 卷

【唐紀二十七】 起闕逢攝提格，盡強圉大荒落，凡四年。

■唐、**突厥**突厥、**契丹**契丹、統国訳漢文大成 經子史部 第 12 卷 136p

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之中開元二年〈甲寅，714年〉

【玄宗皇帝の開元の治】

■**京官・都督・刺史**春，正月，壬申(8)，制す、

「京官(在京の官)の才識有る者を選んで都督、刺史に除し、都督、刺史の政跡有る者を京官に除し、出入をして常に均しからしめ、永く恆式と為す。」

■己卯(15)，**盧懷慎**を以て黃門監(去年に門下省を改めて黃門、侍中を監とす)を檢校せしむ。

■**玄宗の音楽振興**舊制に、雅俗之樂は、皆な太常に隸す。上は音律に精曉し、以えらく太常は禮樂之司なり、應に倡優雜伎を典らざるべからず。乃ち更に左右教坊を置き以て俗樂を教えしめ、右驍衛將軍の**范及**に命じて之が使と為す。又た樂工數百人を選び、自ら法曲を梨園(禁苑の中にあり)に教え、之を「皇帝梨園の弟子」と謂う。又た宮女に教え之を習わしめ。又た伎女を選び、宜春院(西南の宜春門内にあるべし、射殿に近し)に置き、其の家に給賜す。禮部侍郎の**張廷珪**、(12-137p)酸棗の尉の**袁楚客**は皆な上疏して、以て爲く、「上は春秋鼎に盛んなり、宜しく經術を崇び、端士を邇づけ、樸素を尚び、深く鄭聲を悦び、遊獵を好むを以て戒めと為す。」

上は用いる能わざると雖も、言路を開かんと欲し(続は欠如)、鹹な之を嘉賞す。

■**僧尼の還俗萬二千**中宗以來、貴戚は争いて佛寺を營み、奏して人を度して僧と為し、兼ねるに偽妄を以てす。富戸強丁は多く髮を削りて以て徭役を避けること、所在に充滿す。**姚崇**は上言す、

「**佛圖澄**(石虎は重用し、石澄死して後趙は滅ぶ)は趙を存する能わず、**鳩摩羅什**(後秦の姚興は師としね死後滅ぶ)は秦を存する能わず、齊の**襄**、梁の**武**、未だ禍殃を免かれず。但だ蒼生をして安樂ならしむるは、即ち是れ佛身(続は福身)なり。何ぞ妄りに奸人を度し、正法を壞らしむるを用いるや！」

上は之に従う。丙寅(52)，有司に命じて天下の僧尼を沙汰せしめ、偽妄を以て還俗する者は萬二千餘人あり。

■**營州再設置と契丹攻め**初め、營州都督は柳城に治し以て奚、契丹を鎮撫し、則天之世、都督の**趙文翽**(205 卷武后萬歲通天元年にあり)は政を失い、奚、契丹は攻めて之を陥す、是の後に幽州の東の漁陽城(現・北京直轄市密雲区)に寄治す。或は言う、

「**靺鞨**、奚、**雨習**は大いに唐に降らんと欲し、正(続は止)に唐は營州を建てず、依投する所無く、**默啜**の侵擾する所と為るを以て、故に且く惟に附く。若し唐が復た營州を建てれば、則ち相い帥いて歸化せん矣。」

并州の長史、和戎大武等軍州(大武軍は代州の北に在り、後に大同軍と改める)節度大使の**薛訥**は之を信じ、奏して契丹を撃たんと請い、復た營州を置く。上は亦た冷陁之役(冷陁の敗戦は前卷先天元年にあり)を以て、契丹を討たんと欲す。群臣の**姚崇**等は多く諫める。甲申(20)，**訥**を以て同紫微黃門三品とし、兵を將いて契丹を撃たしめ、群臣は乃ち敢えて言わず。

■**貴戚の横暴を許さず****薛王業**之舅の**王仙童**は、百姓を侵暴し、御史は彈奏す。**業**は之が爲に請い、紫

微、黃門に敕して覆按せしむ。姚崇、盧懷慎等は奏す、
「仙童の罪狀は明白なり、御史の言う所は枉げる所無し、縦捨す可からず。」
上は之に従う。是に由りて貴戚は手を束ねる。

■[日食生じず]二月，庚寅(26)朔，太史は奏す、
「太陽は應に虧くべくして虧けず。」

姚崇は表して賀し、之を史冊に書せんと請う。之に従う。

■突厥[默啜の子の同俄の死]乙未(31)，突厥可汗の默啜は其の子の同俄特勒及び妹の夫の火拔頡利發、石阿失畢を遣わし兵を將いて北庭都護府を圍み、都護の郭虔瓘は撃ちて之を敗る。同俄は單騎にして城下に逼り、虔瓘は壯士を道側に伏せ、突起して之を斬る。突厥は軍中の資糧を悉して以て同俄を贖わんと請い、其の已に死するを聞き、慟哭し而して去る。

■[佛寺創建の禁止]丁未(43)，敕す、

「今より所在に佛寺を創建するを得る母し。舊寺の頽壞して應に葺(繕う)すべき者は、有司に詣りて陳牒し檢視し、然る後に之を聽さん。」

■[王峻を安北大都護]閏月，鴻臚少卿、朔方軍副大總管の王峻を以て安北大都護、朔方道行軍大總管を兼ねしめ、(12-138p)豐安、定遠(靈州の界に豐安、定遠の軍あり、黄河の外。武徳四年に豐州の廻樂県を分け、豐安県を置く。貞觀十三年に省きて廻樂らに入れる。杜佑曰く、豐安軍は靈武の西黄河の外百八十余里に在り。定遠軍は靈武の東北二百里、黄河の外に在り)、三受降城及び旁側の諸軍は皆な峻の節度を受け令む。大都護府を中受降城に徙し、兵を置きて屯田す。

■丁卯(3)，復た(前卷前年に廃止)十道按察使を置き、益州長史の陸象先等を以て之と爲す。

■[徐倫の累遷]上は徐有功が法を用いるに平直なると思ひ、乙亥(11)，其の子の大理司直(唐の制では從六品上)の倫を以て恭陵(孝敬皇帝の陵)令と爲し。寶孝謚(205 卷武后長寿二年にあり)之子の光祿卿の幽公の希城等、己の官爵を以て倫に譲り以て其の徳に報いんと請い、是に由りて倫は申王府の司馬(唐の制では親王府司馬は從四品下)に累遷す。

■[親王といえども親故之恩を許さず]丙子(12)，申王の成義は其の府の録事(親王府の録事は從九品上、流外の官)の閻楚珪を以て其の府の參軍(府の參軍は正七品上)と爲すを請い、上は之を許す。姚崇、盧懷慎は上言す、
「先に嘗て旨を得て(近旨を引き以て其の請いを廢格す)、雲う、王公、駙馬の奏請する所有るとも、墨敕に非ざれば皆な行ふ勿れと。臣は竊に以えらく、材を量り官を授けるは、當に有司に歸すべし。若し親故之恩に縁り、官爵を以て惠と爲すを得れば、近事(中宗の朝の濫官の弊害)を踵習し、實に紀綱を紊さん。」
事は遂に寝ねる。是に由り謁は行われず。

■突厥[石阿失畢の來奔]突厥の石阿失畢は既に同俄を失ひ、敢えて歸らず、癸未(19)，其の妻と來奔す。以て右衛大將軍と爲し、燕北郡王に封じ、其の妻を命じて金山公主と曰う。

■[劉幽求・鐘紹京の流罪]或は告げる、

「太子の少保の劉幽求、太子の詹事の鐘紹京は怨望の語有り」

と、紫微省に下して按問せしむ、幽求等は服さず。姚崇、盧懷慎、薛訥は上に言つて曰く、

「幽求等は皆な功臣なり、乍ち間職に就く、微かに沮喪有るは、人情は或は然らん。功業は既に大きく、榮寵も亦た深し、一朝獄に下せば、遠聽を驚かさんを慮(続は恐)る。」

戊子(24)，**幽求**を貶して睦州(現・浙江省杭州市建德市)刺史と為し，**紹京**を果州(漢の安漢県、宋は南宕渠郡を置き、隋は南充県とし隆州を置く。武徳四年に果州、四川省嘉陵道南充県の北、現・南充市順慶区)刺史と為し，紫微侍郎の**王瑤**は邊軍を行りて未だ還らず(去年派遣)，亦た**幽求**の黨に坐して澤州(現・山西省晋城市沢州県)刺史に貶せらる。

■**[周利貞等らの放逐]**救す、

「涪州(現・四川省重慶市涪陵区)刺史の**周利貞**等十三人(裴談・張栖正・張思敬・王承本・劉暉・楊允・康暉・封珣行・張知默・衛遂忠・公孫琰・鍾思廉)は、皆な**天后**の時の酷吏なり，**周興**等に比して情狀差^{やや}輕し，宜しく草澤に放ち歸し，終身齒^{よわい}する勿れ。」

■**[突厥]**西突厥の十姓酋長の**都擔**は叛す。三月，己亥(35)，磧西節度使の**阿史那獻**は碎葉等の鎮に克ち，**都擔**を擒斬し，其の部落二萬餘帳を降す。

■**[御史中丞の姜晦は次々告発]**御史中丞の**姜晦**は**宗楚客**等が**中宗**の遺詔を改めるや(209 卷睿宗景雲元年にあり)，青州刺史の**韋安石**、太子賓客の**韋嗣立**、刑部尚書の**趙彥昭**、特進致仕の**李嶠**，時に於いて同じく宰相と為り，匡正する能わざるを以て，監察御史の**郭震**をして之を彈ぜ令む。且つ言う、

「**彥昭**は巫**趙氏**を拜して姑と為し，婦人の服を蒙り，妻と車に乗りて其の家に詣る。」(12-139p)

甲辰(40)，**安石**を貶して沔州(現・湖北省仙桃市)別駕と為し，**嗣立**を岳州(現・湖南省岳陽市華容県)別駕と為し，**彦昭**を袁州(現・江西省宜春市袁州区)別駕と為し，**嶠**を滁州(現・安徽省滁州市南譙区)別駕と為す。**安石**は沔州に至り，**晦**は又た奏す、

「**安石**は嘗て定陵(中宗の陵)を檢校し，官物を盜隱す」

と，州に下して賊を徵(征)せしむ。**安石**は歎じて曰く、

「此れ只應に我が死を須つ耳。」

憤恚し而して卒す。**晦**は，**皎**之弟也。

■**[建設中止]**天樞(205 卷武后延載元年に作る)を毀ち，匠を發して其の銅鐵を熔かし，月を歴れども盡きず。是より先，**韋后**も亦た天街(京城の朱雀街)に於いて石台を作り，高さは數丈，以て功德を頌せり，是に至りて並せて之を毀つ。

■**[突厥]****[突厥は昏を求む]**夏，四月，辛巳(17)，突厥可汗の**默啜**は復た遣使して昏を求め，自ら、

「乾和永清太駙馬、天上得果報**天男**(天子の意味)、**突厥聖天骨咄祿可汗**」

と稱す。

■**[員外官の中止]**五月，己丑(25)，歲饑えるを以て，悉く員外、試、檢校官を罷め(其の冗濫にして日々奉裏を費やすを以てなり)，今より戰功及び別敕有るに非ざれば，注擬(任命)するを得る毋らしむべし。

■**[吐蕃]**己酉(45)，吐蕃の**相衮達延**は宰相に書を遣り、

「請う先ず**解琬**を遣わして河源に至り二國の封疆を正さしめ，然る後に結盟せん。」

琬は嘗て朔方大總管と為り，故に吐蕃は之を請う。此より前に**琬**は金紫光祿大夫を以て致仕す，復た召して左散騎常侍に拜し而して之を遣わす。又た宰相に命じて**衮達延**の書に復し，之を招懷せしむ。**琬**は上言す、

「吐蕃は必ず陰に叛計を懷かん，請う預^{あらかじ}め兵十萬を秦、渭等の州に屯し以て之に備えん。」

■**[魏知古の二子]**黃門監の**魏知古**は，本は小吏より起こり，**姚崇**の引薦に因りて，以て同じく相と為るに至る。**崇**の意は之を輕んじ，**知古**に請いて吏部尚書を攝し、東都の選事に知たらしめ，吏部尚書の**宋璟**を遣わし門下に於いて過官(唐の制では凡そ文武の職事官の六品以下は吏兵部進擬し、必ず門下省に過ぎ、其の階資を量り、其の才用を校し以て之を審定す。若し職を擬すること當らざるときは、其の優劣に随い退きてこれを量る。之を過官という)せしむ。**知古**は

之を銜む。崇の二子は東都を分司し、其の父の知古に徳有るを恃み、頗る權を招き請托する。知古は歸り、悉く以て聞す。他日、上は從容として崇に問う、

「卿の子の才性は何如？今何官なる也？」

崇は上の意を揣知(測り知る)し、對えて曰く、

「臣には二子(三子×)有り、兩つながら東都に在り、人と為りは多欲にし而して謹まず、是れ必ず事を以て魏知古に幹せん、臣は未だ之を問うに及ばざる耳。」

上は始めて以えらく、崇が必ず其の子の為に隱さんと、崇の奏を聞くに及び、喜びて問う、

「卿は安く従りか之を知るや？」

對えて曰く、

「知古は微なりし時、臣は卵にし而して之を翼す(左傳に、楚の子西は白公勝を謂って曰く、勝は卵の如し。余は翼して之を長ぜりと)。臣の子は愚なり、以爲らく知古は必ず臣を徳とし、其の非を為すを容れんと、故に敢えて之に干めしならん耳。」

上は是に於いて崇を以て無私と為し、而して知古が崇に負くを薄んじ、之を斥けんと欲す。崇は固く請いて曰く、

「臣の子は狀無し、(12-140p)陛下の法を撓め、陛下は其の罪を赦すは、已に幸い矣。苟くも臣に因りて知古を逐えば、天下は必ず陛下を以て臣に私すと為す、聖政を累らさん矣。」

上は久しく乃ち之を許す。辛亥(47)、知古は罷めて工部尚書と為る。

■[兄弟を友愛、外州の刺史に任ずる]宋王の成器、申王の成義は、上之兄也。岐王の范、薛王の業は、上之弟也。豳王の守禮は、上之從兄也。上は素より友愛し、近世の帝王の及ぶ能う莫し。初めて即位し、長枕大被を為り、兄弟と同じく寝ねる。諸王は毎旦側門に朝し、退けば則ち相い從いて宴飲し、鬥雞、擊球、或は近郊に獵し、別墅に游賞し、中使は存問すること道に相い望む。上は朝を聴き罷めば、多く諸王に從いて遊び、禁中に在り、拜跪すること家人の禮の如し、飲食起居は、相い與に之と同じくす。殿中に於いて五幄を設け、諸王と更に其の中に處り、之を五王帳と謂う。或は講論し詩を賦し、間に飲酒、博奕、遊獵を以てし、或は自ら絲竹を執る。成器は笛を善くし、范は琵琶を善くし、上と共に之を奏す。諸王或は疾有れば、上は之が爲に終日食せず、終夜寝ねず。業は嘗て疾あり、上は方に朝に臨み、須臾之間、使者は十たび返す。上は親ら業の為に藥を煮、回飆(大風)火を吹き、誤りて上の須を爇き、左右は驚いて之を救う。上は曰く、

「但だ王をして此の藥を飲み而して愈え使めば、須は何ぞ惜しむに足らん！」

成器は尤も恭慎にして、未だ嘗て議するに時政に及び、人と交結せず。上は愈々之を信重し、故に讒間之言は自り而して入る無し。然るに専ら衣食聲色畜養を以て之を娛樂とし、任ずるに職事を以てせず。群臣は成器等の地の逼るを以て、故事に循いて出して外州に刺せんと請う。六月、丁巳(53)、宋王の成器を以て岐州刺史を兼ね、申王の成義は幽州刺史を兼ね、幽王の守禮は虢州刺史を兼ね、官に到りて但だ大綱を領せ令め、自餘の州務は、皆な上佐(長史・司馬)に委ねて之を主らしむ。是の後諸王の都護、都督、刺史と為る者は並びて此に准ず。

■吐蕃丙寅(2)、吐蕃は其の宰相の尚欽藏をして來たりて盟書を獻ぜ使む。

■[服飾華美禁止令]上は以えらく風俗奢靡なりと、秋、七月、乙未(31)、制す、

「乘輿服御、金銀器玩は、宜しく有司をして銷毀し、以て軍國之用に供せ令むべし。其の珠玉、錦繡は、殿前に於いて焚くべし。后妃以下、皆な珠玉錦繡を服するを得る母れ」

戊戌(34)，敕す、

「百官の服帶する所及び酒器、馬銜、鐙(鞍鐙)，三品以上は、飾るに玉を以てし、四品は金を以てし、五品は銀を以てするを聽し、自餘は皆な之を禁ず。婦人の服飾は其の夫、子に従うべし。其の舊成の錦繡は、染めて阜と為すを聽す。今より天下は更に珠玉を採り、錦繡等の物を織るを得る母れ、違う者は杖一百、工人は一等を減ず(杖八十)。」

兩京の織錦坊を罷む。

■[極端な玄宗皇帝批判]臣光曰く、明皇之始めは治を為さんと欲するや、能く自ら刻厲し節儉なること此くの如し、晚節猶ほ奢りを以て敗れる。甚だしき哉奢靡之以て人を溺し易き也！《詩》(大雅蕩の辭)に云う、「初め有らざる靡く、(12-141p)克く有終わり有る鮮し。」

慎まざる可けん哉！

■契丹[薛訥は契丹に大敗]薛訥は左臨門衛將軍の杜賓客、定州刺史の崔宣道等と兵六萬を將いて檀州に出で契丹を撃つ。賓客は以爲く、

「士卒は盛夏に戈甲を負い、資糧を繼^{もたら}し、深く寇境に入るは、以て成功し難し。」

訥は曰く、

「盛夏の草は肥え、羔(小羊)犢(子牛)孳息し、糧は敵に因り、正に天時を得たり、一舉に虜を滅ぼさん、失う可からざる也。」

行きて灤水(薊州の雄武軍より東北 120 里、鹽城守捉に至る、又東北して灤河を渡る)山峽の中に至り、契丹の伏兵は其の前後を遮り、山上より之を撃つ。唐兵は大敗し、死者は什に八九。訥は數十騎と圍みを突いて免かるるを得、虜中之を啗い、之を「薛婆」(老婦人の様に怯なるをいう)と謂う。崔宣道は後軍を將い、訥の敗れるを聞き、亦た走る。訥は罪を宣道及び胡將の李思敬等八人に歸し、制して悉く之を幽州に斬る。庚子(36)，敕して訥の死を免じ、其の官爵を削除す。獨り杜賓客之罪を赦す。

■壬寅(38)，北庭都護の郭虔瓘を以て涼州刺史、河西諸軍州節度使と為す。

■果州刺史の鍾紹京の心は怨望し、數々上疏して妄りに休咎を陳べる。乙巳(41)，溱州刺史に貶す。

■丁未(43)，房州刺史の襄王の重茂は薨ず。朝を輟めること三日、追諡して殤皇帝(韋氏が立てるを以てなお皇帝とす)と曰う。

■[百官に僧尼道士との交流禁止]戊申(44)，百官の家に禁じ、僧、尼、道士と往還するを得る母らしむ。壬子(48)，人間(民間)に佛を鑄、經を寫すを禁ず。

■[興慶宮の造営]宋王の成器等は興慶坊の宅を獻じて離宮と為すを請う。甲寅(50)，制して之を許し、始めて興慶宮(後に南内という、皇城の中に在り。南は京城の東内に距り、東内の南に直り、東内より南内に達す。夾城複道有り、通化門に經、南内に達す。人主は兩宮に往来するに外人は之を知る莫し)を作り、仍つて各々成等に宅を賜い、宮側に環らす(寧王・岐王の宅は安興坊に在り。薛王の宅は勝業坊に在り。二坊は相い連なり、皆興慶宮の西に在り。寧王は宋王なり)。又た宮の西南に於いて樓を置き、其の西に題して「花萼相輝之樓」と曰い、南を「勤政務本之樓」と曰う。上は或は樓に登り、王が樂を奏するを聞き、則ち召して樓に升起同じく宴し、或は其の居る所に幸し歡を盡くし、賞賚(賞賜)優渥(君が臣に対してねんごろに手厚いこと)なり。

■乙卯(51)，岐王の范を以て絳州刺史を兼ね、薛王の業をして同州刺史を兼ねしむ。仍ほ宋王以下に敕し

て季毎に二人入朝せしめ、^{めぐ}廻り而して復た始まる。

■**[後宮に食らず]**民間は訛言す、

「上は女子を采擇し以て掖庭に充てんとす。」

上は之を聞き、八月、乙丑(1)、有司に令して車牛を崇明門(唐六典に、大明宮紫宸殿に内朝の正殿なり。殿の南面は紫宸門、その左を崇明門、右を光願門という)に具せしめ、自ら後宮の用無き者を選びて載せて其の家に還す。敕して曰く、

「燕寢(天子のふだん休息する御殿、燕はくつろぐの意味)之内すら、尚ほ罷遣せ令む。閭閻(むらざと。邑里。閭巷)之間は、知悉す可きに足る。」

■**[吐蕃][吐蕃の蘭州侵入]**乙亥(11)、吐蕃の將の**衮達延**、**乞力徐**は衆十萬を帥いて臨洮(甘肅省蘭山道臨潭県、現・甘南チベット族自治州臨潭県 or 定西市臨洮県)を寇し、蘭州(現・蘭州市城関区)に軍し、渭源に至り、牧馬を掠取す。(12-142p) **薛訥**に命じ白衣(敗戦で官爵削除中)して左羽林將軍を攝し、隴右防禦使と為す。右驍衛將軍の常樂(漢の廣至県。魏は宣禾県を置く。隋は常樂県を置く。武徳五年に鎮を改めて県と為す。瓜州に属す。甘肅省安肅道安西県の西、現・酒泉市瓜州県)の**郭知運**を以て副使と為し、太僕少卿の**王峻**と兵を帥いて之を撃たしむ。辛巳(17)、大いに勇士を募り、河、隴に詣りて**訥**に就きて教習せしむ。

■**[吐蕃][吐蕃は九曲を得る]**初め、鄯州都督の**楊矩**は九曲之地(前卷睿宗景雲元年にあり)を以て吐蕃に與える、其の地は肥饒なり。吐蕃は之に就きて畜牧し、因りて以て入寇し、**矩**は悔い懼れて自殺す。

■**[豫州の鼎の銘]**乙酉(21)、太子の賓客の**薛謙光**は**武后**の制する所の《豫州の鼎の銘》(武后は九州の鼎の鑄て自ら銘を製す。通天に豫州の鼎の銘を載せて曰く、「義農首出、軒昊膺期。唐虞繼踵、湯禹乘時。天下光宅、域内雍熙。上元降祉、方建隆基」)を獻ず、其の末に云う、

「上玄は降鑿し、方に**隆基**を建つ。」

以爲えらく上の受命之符なりと。**姚崇**は表して賀し、且つ史官に宣示し、中外に頒告せんと請う。

■臣**光**曰く、日食は驗あらず、太史之過ち也。而るに君臣は相い賀す、是れ天を誣うる也。偶然之文を采り以て符命を為すは、小臣之^{つひ}詔い也。而るに宰相は因り而して之を實とす、是れ其の君を侮る也。上は天を誣い、下は其の君を侮り、明皇之明、**姚崇**之賢を以て、猶ほ是を免かれざるは、豈に惜しからず哉！

■九月、戊申(44)、上は驪山の温湯に幸す。

■**[常平倉]**敕して歲稔り農を傷うを以て、諸州をして常平倉(太宗の時に義倉及び常平倉を置き、以て凶荒に備える。高宗以後、稍く仮りて以て他の費に給す。神龍中に至りて略ぼ尽きる。ここの於いて復た置く)の法を修め令む。江、嶺、淮、浙、劍南の地は下濕にして、貯積に堪えず、此の例に在らず。

【吐蕃との戦い、北方混沌】

■**突厥**突厥可汗の**默啜**は衰老し、昏虐愈々甚だし。壬子(48)、**葛邏祿**等の部落は涼州に詣りて降る。

■**[吐蕃][皇帝は吐蕃に親征せんとす]**冬、十月、吐蕃は復た渭源を寇す。丙辰(52)、上は詔を下して親征せんと欲す、兵十餘萬人、馬四萬匹を發す。

■戊午(54)、上は宮に還る。

■**[吐蕃][薛訥は吐蕃に勝つ]**甲子(0)、**薛訥**は吐蕃と武街(漢の狄道県の東白石山の西北に在り。唐は武街駅と為す。大來谷とみな臨洮渭源の県界に属す)に戦い、大いに之を破る。時に太僕少卿の隴右群牧使の**王峻**は所部二千人を帥

いて訥と吐蕃を會撃す。牟達延は吐蕃十萬を將いて大來谷に屯す。峻は(続により補充)は勇士七百を選び、胡服を衣、夜之を襲い、多く鼓角を其の後ろ五里に置き、前軍は敵に遇いて大呼し、後人は鼓角を鳴らして以て之に應じる。虜は以て大軍が至ると為し、驚懼し、自ら相い殺傷し、死者は萬計。訥は時に武街に在り、大來谷を去ること二十里、虜軍は其の中間を塞ぐ。峻は復た夜兵を出して之を襲い、虜は大いに潰え、始めて訥の軍と合するを得る。同じく奔るを迫いて洮水に至り、復た長城堡に戦い、又た之を敗り、前後殺獲は數萬人。豐安の軍使の王海賓は戦死す。乙丑(1)、敕して親征を罷む。(続は欠如)

■吐蕃 戊辰(4)、姚崇、盧懷慎等は奏す、

「頃者吐蕃は河を以て境と為し、神龍中に公主に尚し、遂に河を逾えて築城し、獨山、九曲(楊矩が与える所)の兩軍を置き、積石を去ること三百里、又た河上に於いて橋を造る。(12-143p)今吐蕃は既に叛す、宜しく橋を毀して城を抜くべし。」

之に従う。

■王海賓之子の忠嗣を以て朝散大夫、尚輦奉御と為し、之を宮中に養う。

■突厥 己巳(5)、突厥可汗の默啜は又た遣使して昏を求め、上は來歲を以て公主を迎えんことを許す。

■突厥 突厥の十姓の胡祿屋等の諸部(西突厥)は北庭に詣りて降を請い、都護の郭虔瓘に命じて之を撫存せしむ。

■吐蕃 乙酉(21)、左驍衛郎將の尉遲瑰に命じて吐蕃に使いし、金城公主を宣慰せしむ。吐蕃は其の大臣の宗俄因牙を遣わして洮水に至りて和を請い、敵國の禮を用いんとす。上は許さず。是より連歲邊を犯す。

■十一月、辛卯(27)、殤皇帝を葬す。

■突厥 丙申(32)、左散騎常侍の解琬を遣わして北庭に詣りて突厥の降者を宣慰し、便宜に隨いて區處(それぞれ処置す)せしむ。

■十二月、壬戌(58)、沙陀の金山は入朝す。

■[隴右節度大使の設置] 甲子(0)、隴右節度大使を置き、(続では嗣あり、衍なり)鄯、奉(秦とすべし)、河、渭、蘭、臨(甘肅省蘭山道狄道県、現・定西市臨洮県)、武(甘肅省涇原道固原県、現・寧夏回族自治区固原市原州区)、洮、岷、郭(廓とすべし)、豊、宕(甘肅省蘭山道岷県の西、現・隴南市宕昌県の西)の十二州を領せしめ、隴右防禦副使の郭知運を以て之と為す。

■[皇太子を立てる] 乙丑(1)、皇子の嗣真(奉天皇帝、靖徳太子、郟王、李琮)を立てて郟王と為し、嗣初(五男、李瑤)を鄂王と為し、嗣玄を鄂王と為す。辛巳(17)、郟王の嗣謙(太子、郟王、李琰)を立てて皇太子と為す。嗣真是、上之長子にして、母は劉華妃と曰う。嗣謙は、次子也、母は趙麗妃と曰う。麗妃は倡を以て進み、上に寵有り、故に之を立つ。(母の寵愛衰えると、後に廢される)(30男23女+7女、帝は恵妃・麗妃・華妃を置いて三夫人に代える)

■[幽州節度大使を置く] 是の歲、幽州節度、經略、鎮守大使を置き、幽、易、平、檀、媯、燕の六州を領せしむ。

突厥 突騎施の可汗の守忠之弟の遮弩は分ける所の部落が其の兄より少なきを恨み、遂に叛して突厥に入り、郷導と為り、以て守忠を伐たんと請う。默啜は兵二萬を遣わして守忠を撃ち、之を虜とし而して還る。

遮弩に謂って曰く、

「汝は其の兄に叛す、我に何か有らん！」

遂に並せて之を殺す。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之中開元三年〈乙卯，715年〉

■[懷慎は清謹儉素]春，正月，癸卯(39)，盧懷慎を以て吏部尚書を檢校し黃門監を兼ねしむ。懷慎は清謹儉素にして，資産を營まず，貴きこと卿相と為ると雖も，得る所の俸賜は，隨つて親舊に散ず。妻子は饑寒を免かれず，居る所は風雨を蔽わず。

■[姚崇の能力大]姚崇は嘗て子の喪有り，謁告すること十餘日，政事は委積す。懷慎は決する能わず，惶恐して入りて上に謝す。上は曰く、

「朕は天下の事を以て姚崇に委ねる，卿を以て坐ながら雅俗を鎮せしむ耳。」

崇は既に出，須臾にして，裁決は俱に盡し，頗る得色有り，顧みて紫微舍人の齊澣に謂つて曰く、

「余(続は予)は相と為り，何人に比す可きや？」

澣は未だ對えず，崇は曰く、

「管、晏に何如？」(12-144p)

澣は曰く、

「管、晏之法(春秋時代に活躍した齊の二人の宰相、管仲・晏嬰がそれぞれ実践した政治や統治の方法)は後に施す能わずと雖も，猶ほ能く身を没す。公の爲す所の法は，隨つて復た之を更む，及ばざるに似たり也。」

崇は曰く、

「然らば則ち竟に如何や？」

澣は曰く、(胡三省曰く、姚崇が以て問う所は、澣が以て對える所を觀るに、皆己を揣りて以て人を方べ、其の實を失わざらんことを欲す。今の議論を好む者は、大臣が權を得る時に當たりては、則ち之を誉めて伊傳周召と為す。大臣たる者は安んじて之を受けて而も愧じず。權を失うの後は、則ち之を詆りて王莽・董卓・李林甫・楊國忠と為す。大臣たる者は亦た之を受け、而して以て自ら明らかにする能わず。則ち今日の我に諂う者は乃ち他日の我を毀る者なりと)

「公は時を救う之相と謂う可き耳。」

崇は喜び，筆を投げて曰く、

「時を救う之相とは，豈に得易からん乎！」

■懷慎は崇と同じく相と為り，自ら才は崇に及ばざるを以て，事毎に之を推し，時人は之を「伴食宰相。」と謂う。

■[盧懷慎と姚崇の役割]臣光曰く、昔鮑叔之管仲(管仲は囚われんことを魯に請い、鮑叔は之を受けて以て歸り、桓公に言つて曰く、管仲は高侯よりも治まる、相たらしめて可なりと。桓公は之を用い、遂に諸侯に覇たり)に於ける，子皮之子産に於ける(鄭の子皮は國に當り、子産辞す。子皮は曰く、虎帥いて以て政を聽けば、孰れか敢えて聽かざらんと。遂に授けるに政を以てす。鄭國大いに治まる)，皆な位は其の上に居り，能く其の賢を知り而して之を下り，授けるに國政を以てす。孔子は之を美とす。曹參は自ら謂えらく(事は12卷漢の惠帝二年にあり)蕭何に及ばず，一に其の法に遵い，變更する所無し。漢業は以て成る。夫れ不肖事を用い，其の僚為る者，身を愛し祿を保ち而して之に従う，國家之安危を顧みず，是れ誠に罪人也。賢智事を用いれば，其の僚為る者は，愚惑にして以て其の治を亂し，專固にして以て其の權を分け，媚嫉(そねみ、ねたみ)して以て其の功を毀り，復戾(性質の我儘なること)して以て其の名を竊むは，是れ亦た罪人也。崇は，唐之賢相なり，懷慎は之と同心して力を戮し，以て明皇の太平之政を濟せり，夫れ何ぞ罪ならん哉！《秦誓》(書經の篇名)に曰く、

「如し一介の臣有り，斷斷として猗，它の技無し。其の心は休休焉として，其の容れる有るが如し。人之

技有るは、己之れ有るが若し、人之彦聖なるは、其の心之を好み、啻(ただ)に其の口より出すが如きのみならず、是(統は寔)れ能く之を容れれば、以て我が子孫を保ち黎民も、亦た職として利有らん哉。」

懷慎之謂い矣。

■御史大夫の宋璟は朝堂を監して人を杖つ杖輕きに坐して、睦州刺史に貶せらる。

【突厥不穩】

突厥 **高句麗** ■突厥の十姓(+勝×)の降る者は前後萬餘帳あり。高麗の莫離支の**文簡**は、十姓之婿也、二月、
[足夾] 跌都督の**思泰**等と亦た突厥より衆を帥いて來降す。制して皆な河南の地を以て之を處く。

■**突厥**[**突厥の圧力を感じる**]三月、胡祿屋の酋長の**支旬忌**等は入朝す。上は十姓の降者の浸く多きを以て、**夏**、四月、庚申(56)、右羽林大將軍の**薛訥**を以て涼州鎮大總管と為し、赤水(涼州にあり、本は赤鳥鎮。赤青泉有り、因りて名づける)等の軍を並せて節度を受けしめ、涼州に居らしむ。左衛大將軍の**郭虔瓘**を朔州(一本と新唐書には朔川に作る)鎮大總管と為し、**和戎**等の軍に並せて節度を受けしめ、并州に居り、兵を勒して以て**默啜**に備えしむ。

突厥 ■**默啜**は兵を發して葛邏祿(本は突厥に諸族は北庭の西北金山の西に在り。三族あり、謀落・熾俟・踏實力。東西突厥の間に當る。後に稍南に徙る。自ら三姓葉護と号す)、胡祿屋、鼠尼施等を撃ち、屢々之を破る。北庭都護の**湯嘉惠**、左散騎常侍の**解琬**等に敕して兵を發して之を救わしむ。**五月**、壬辰(28)、**嘉惠**等に敕して葛邏祿、(12-145p)胡祿屋、鼠尼施及び定邊道十總管の**阿史那獻**と互いに相い應援せしむ。

■**[山東は大蝗]**山東は大蝗あり、民或は田の旁に於いて香を焚きて膜拜(胡の禮拜)し祭を設し而して敢えて殺さず、**姚崇**は奏す、

「御史を遣わして州縣を督し捕え而して之を瘞^{うず}めしめん。」

議者は以爲く、

「蝗は衆多にして、除くに盡す可からず」

上も亦た之を疑う。**崇**は曰く、

「今蝗は山東に滿ち、河南、北之人は、流亡して殆んど盡く、豈に苗を食らうを坐視して、曾て救わざる可けん乎！借使い之を除きて盡くさざるとも、猶ほ養いて以て災いを成すに勝る。」

以て乃ち之に従う。**盧懷慎**は以爲く、

「蝗を殺すこと太だ多く、恐らくは和氣を傷らん。」

崇は曰く、

「昔**楚莊**は蛭を呑み而して疾いを愈し(賈誼の書に曰く、楚王は寒菹を食いて蛭を得、因りて遂に之を呑む。腹に疾有りて、食する能わず。令尹入りて疾を問う。曰く、吾は菹を食いて蛭を得たり。其の罪を行わずんば、是り法廢れて威立たざるなり。謹めて之を誅せば、恐らくは藍食者皆な死せんと。遂に之を呑めりと。令尹曰く、天道は親無し、唯だ徳を是れ輔ける。王は仁徳有り。疾は傷を為さざらんと。王の疾果たして癒える)、**孫叔**は蛇を殺し而して福を致す(説苑に孫叔敖は児たりし時、田で遊びて兩頭の蛇を見、殺して之を埋め、家に還りて哭す。母は其の故を問う。曰く、兩頭の蛇を見たり。おそらくは死なんと。母は曰く、蛇は安くにか在ると。曰く、兩頭の蛇を見る者は死すと聞く。人の復た見んことを恐れ、已に殺して之を埋めたりと。母は曰く、憂うる母かれ。汝は死なず。吾聞く、陰徳有る者は、天必ず報いるに福を以てすと、後に果たして賢相と為る)、奈何ぞ蝗に忍びず、而して人之饑死を忍びん乎？若し蝗を殺して禍い有ら使めば、**崇**は請う之に當たらん！」

■**秋**、七月、庚辰(16)朔、日之を食する有り。

■上は宰相に謂って曰く、

「朕は書を讀む毎に疑滯する所有り、従いて質問する無し。儒學之士を選び、日々に内に入りて侍讀せ使む可し。」

盧懷慎は太常卿の馬懷素を薦す。九月、戊寅(14)、懷素を以て左散騎常侍と為し、右散騎常侍の褚無量と更日に侍讀せ使む。閣門に至る毎に、肩輿(人輿)に乗りて以て進ま令む。或は別館に在りて道遠く、宮中に於いて乗馬するを聽す。親ら之を送迎し、待つに師傅之禮を以てす。無量の羸老なるを以て、特に之が為に腰輿を造り、内殿に在りて内侍をして之を昇(か、かつぐ)か令む。

■九姓思結都督の磨散等は來降す。己未(55)、悉く官に除して遣り還す。

■西南蠻は邊を寇し、右驍衛將軍の李玄道を遣わして戎(本は犍為郡。四川省永寧道宜賓県、現・宜賓市叙州区)、瀘、夔(現・重慶市東北部、618 巴東郡を信州、619 信州を改名)、巴、梁、鳳(現・陝西省寶鶏市鳳県)等の州兵三萬人並びに舊屯兵を發して之を討たしむ。

■突厥壬戌(58)、涼州大總管の薛訥を以て朔方道行軍大總管と為し、太僕卿の呂延祚、靈州刺史の杜賓客を之の副とし、以て突厥を討たしむ。

■甲子(0)、上は鳳泉湯(岐州郿県、現・陝西省寶鶏市眉県)に幸す。十一月、己卯(15)、京師に還る。

■劉幽求は杭州刺史より郴州(漢の郴県。桂陽郡治所。隋は陳を平らげ置く。湖南省衡陽道郴県、現・郴州市北湖区)刺史に徙り、憤恚し、甲申(20)、道に卒す。(12-146p)

【西域の霸権復活】

■[郭虔瓘の策を採用せず]丁酉(33)、左羽林大將軍の郭虔瓘を以て安西大都護、四鎮經略大使を兼ねしむ。虔瓘は請う、

「關中の兵萬人を募りて安西に詣りて討撃し、皆な遞馱(路に沿いて馬牛驢を遞發し、兵器什物を馱運する。唐の六典に曰く、驢馱を馱と曰う。馱毎に一百斤、其の脚直は一百里に一百文。山阪の處は一百二十文、驢少なき處も一百五十文に過ぎるを得ず、平易の處も八十文を下るを得ず。其の人有りて負う處は兩人一馱を分かつと)及び熟食を給せん(速やかに安西に達するを欲するなり)」

敕して之を許す。將作大匠の韋湊は上疏して、以爲く、

「今西域は服從し、或は時に小盜竊有ると雖も、舊鎮兵は以て之を制するに足る。關中は常に宜しく充實し、以て幹を強くし枝を弱くすべし。^{このころ}頃より西北の二虜は邊を寇し、凡そ丁壯に在るもの、征行して略ぼ盡きる、豈に宜しく更に驍勇を募り、遠く荒服に資すべし！又た、一萬の徵人は六千餘里を行き、鹹な遞馱熟食を給せば、道次の州縣は、將た何を以てか供せん！秦、隴之西は、戸口は漸く少なく、涼州已往は、沙磧悠然(荒漠)として、彼の居人を遣わし、如何して濟を取らん？縱令必ず克つとも、其の獲ること幾何ぞや？儻し天誅を稽めんには、乃ち甚だ損する無(續は毋)し！請う用いる所、得る所を計り、其の多少を校べれば、則ち利害を知らん。昔唐堯之代、夷、夏を兼ね愛し、中外は又安す。漢武は兵を窮めて遠征し、多く克獲すと雖も、而も中國は疲耗す。今帝王之盛徳を論じる者は、皆な唐堯に歸し、漢武に歸せず。況んや功を邀めて成さざる者は、復た何ぞ比議するに足らん乎！」

時に姚崇も亦た虔瓘之策を以て然らずと為す。既に而して虔瓘は卒に功無し。

■初め、監察御史の張孝嵩は使いを廓州に奉じて還る、磧西の利害を陳し、往きて其の形勢を察せんと請う。上は之を許し、便宜を以て事に従うを聽す。

■**吐蕃**[張孝嵩は西域・烏孫の救援成功]拔汗那(枝汗那×)者、古の烏孫也、内附すること歳久し。吐蕃は大食(サラセン)と共に**阿了達**を立てて王と為し、兵を發して之を攻め、拔汗那(枝汗那×)王の兵は敗れ、安西に奔りて救いを求める。孝嵩は都護の**呂休瓌**に謂って曰く、

「救わざれば則ち以て西域に號令する無からん。」

遂に旁側の戎落の兵萬餘人を帥いて、龜茲の西數千里に出で、數百城を下し、長驅し而して進む。是の月、**阿了達**を連城に攻める。孝嵩は自ら甲を擐き士卒を督して急に攻め、已より西に至りて、其の三城を屠り、俘斬は千餘級、**阿了達**は數騎と逃げて山谷に入り。孝嵩は檄を諸國に傳え、威は西域に振い、大食、康居、大宛、罽賓等八國は皆な遣使して降を請う。石を勒して功を紀し而して還る(続は欠如)。會々其の贓汚を言う者有り、坐して涼州の獄に系がれ、靈州の兵曹參軍(司馬參軍。こののちに復た孝嵩を用いて都護と為し、名を西域に著す)に貶す。

■**京兆尹の崔日知の失脚**京兆尹の**崔日知**は貪暴にして不法なり、御史大夫の**李傑**は將に之を糾せんとし、日知は反りて傑の罪を構う。十二月、侍御史の**楊瑒**は奏して曰く、

「若し糾彈之司、奸人をして得而して恐愒せ使めれば、則ち御史台は廢す可し矣。」

上は遽に傑に命じて事を視しむること故の如し、日知を貶して**歙縣**(漢の丹陽郡の縣。縣南に歙浦有り。唐は歙州を帯びる。安徽省蕪湖道歙縣、現・黃山市歙縣)の丞と為す。

■**按察使中止を議論**或は上言す、

「按察使は徒らに公私を煩擾す、請う刺史、縣令を精簡し、按察使を停めん。」(12-147p)

上は命じて尚書省の官を召して之を議せしむ。**姚崇**は以爲く、

「今止だ十使を擇ぶすら、猶ほ未だ盡く人を得ざるを患う、況んや天下は三百餘州あり、縣は多きこと數倍なり、安んぞ刺史、縣令皆な其の職に稱^{かな}うを得ん乎！」

乃ち止む。

■**韋玢を冀州刺史に除す**尚書左丞の**韋玢**は奏す、

「郎官は多く職を擧げず、請う沙汰して、改めて他官を授けん。」

玢は尋いで出でて刺史と為り、宰相は奏して冀州に擬し、敕して小州に改める。**姚崇**は奏言す、

「台郎寬怠に及び職に稱わず、玢は沙汰を請うは、乃ち是れ公に奉ずるなり。台郎は甫爾官を改め、玢は即ち外に貶黜せらる、議者は皆な謂わん、郎官は謗傷すと。臣は恐る後來左右丞は指して以て戒と為すべし、則ち省事(尚書省の事)は何に従い而して擧げん矣！伏して望むは聖慈祥察し、官に當たる者をして疑懼する所無から使めんことを。」

乃ち冀州刺史に除す。

■**突厥施**[突騎施の入貢]突騎施の**守忠**は既に死し、**默啜**の兵は還り、**守忠**の部將の**蘇祿**は餘衆を鳩集して、之が酋長と為る。**蘇祿**は頗る善く綏撫し、十姓部落は稍稍之に歸し、衆二十萬有り、遂に西方に據有し、尋いで遣使して入見す。是の歲、**蘇祿**を以て左羽林大將軍、金方道(西は金に屬す、故に言う)經略大使と為す。

■**皇后**の妹の夫の尚衣奉御(殿中省に尚食・尚菓・尚衣・尚舍・尚乘・尚輦の六局有り、各々奉御二人有り。尚衣奉御は天子の衣服を供し、其の制度を詳かにし、其の名数を弁じ、而してその進御を供するを掌る)の**長孫昕**は細故を以て御史大夫の**李傑**と協せず。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之中開元四年〈丙辰，716年〉

■[皇帝密戚を罰す]春，正月，昕は其の妹の夫の楊仙玉と里巷に於いて傑を伺い而して之を毆つ。傑は上表して自ら訴えて曰く、

「髮膚は毀われるは、則ち心を育むと雖も(統は、身を痛むと雖も)、冠冕陵がれるは、誠に國を辱しむと為す。」上は大いに怒り、命じて朝堂に於いて杖殺せしめ、以て百僚に謝し、仍ほ敕書を以て傑を慰めて曰く、「昕等は朕之密戚なるに、訓導する能わず、衣冠を陵犯せ使む、置くに極刑を以てすと雖も、未だ謝罪するに足らず。卿は宜しく剛腸を以て惡を疾むべし、凶人を以て意に介する勿れ。」

■丁亥(23)，宋王の成器は名を憲と更め、申王の成義の名を[手為]と更む。(二王の字が昭成皇后の諱を犯すにより変更)

■[郭虔瓘の奴の優遇を拒否]乙酉(21)，隴右節度使の郭虔瓘は奏す、

「奴の石良才等八人は皆な戦功有り、請う游撃將軍(従五位下)に除せん。」

敕は下り、盧懷慎等は奏して曰く、

「郭虔瓘は其の微效を恃み、輒ち彝章を侮り、奴の為に五品を請う、實に綱紀を亂り、許す可からず。」上は之に従う。

■[諸王は遙かに節度]丙午(42)，鄆王の嗣真を以て安北大都護、安撫河東、關内、隴右諸蕃大使と為し、安北大都護の張知運を以て之が副と為す。陝王の嗣升を安西大都護、安撫河西四鎮諸蕃大使と為し、安西都護の郭虔瓘を以て之が副と為す。二王は皆な閤を出です。諸王は遙かに節度を領すること此より始まる。

■二月，丙辰(52)，上は驪山の温湯に幸す。

■吐蕃吐蕃は松州を圍む。(12-148p)

■丁卯(3)，上は宮に還る。

■[探訪使]辛未(7)，尚書右丞の倪若水を以て汴州(現・開封市祥符区)刺史と為し河南探訪使を兼ねしむ。(唐會要に、開元22年2月19日に初めて十道探訪處置使を置くと。此れによればまず探訪使を置く)

■[士大夫の地位まだ低し]上は都督、刺史を重んじんと欲し、京官の才望ある者を選びて之と爲すと雖も、然るに當時士大夫は猶ほ外任に輕んず。揚州探訪使の班景倩は入りて大理少卿と為り、大梁(汴州は後儀鼎に治す、故の大梁)を過ぎ、若水は之が行を餞し、立ちて其の行塵を望み、之れ久しく乃ち返り、官屬に謂って曰く、

「班生の此の行は、何ぞ登仙に異ならん！」

■吐蕃癸酉(9)，松州都督の孫仁獻は吐蕃を城下に襲撃し、大いに之を破る。

■[倪若水の諫言]上は嘗て宦官を遣わして江南に詣りて鵝鵝(五位鶯、脚高く冠あり)、鸚鵡(紫鶯鶯、水鳥、鳳頭潛鴨、ヨシガモ、毛に五色、尾に毛あり。)等を取らしめ、苑中に置かんと欲し、使者は至る所煩擾す。道は汴州を過ぎ、倪若水は上言す、

「今農桑は方に急なり、而るに禽鳥を羅捕し以て園池之玩に供せんと、遠く江、嶺より、水陸傳送し、食うに梁肉と為(統は以て)す。道路の觀る者は、豈に陛下は人を賤しみ而るに鳥を貴ぶと以て為さざらん乎？陛下は方に當に鳳凰を以て凡鳥と為し、麒麟を凡獸と為すべし、況んや鵝鵝、鸚鵡をや、曷ぞ貴ぶに足ら

ん也！」

上は手救して若水に謝し、帛四十段を賜い、其の鳥を縦ち散ず。

■【倪若水は連歳蝗災の対策】山東の蝗は復た大いに起き、姚崇は又た命じて之を捕えしむ。倪若水は謂う、

「蝗は乃ち天災なり、人力の及ぶ所に非ず、宜しく徳を修めて以て之を禳うべし。劉聰の時、常に捕えて之を埋め、害を為すこと益々甚だし。」

御史を拒み、其の命に従わず。崇は若水に牒して曰く、

「劉聰は偽主なり、徳は妖に勝たず。今日聖朝は、妖は徳に勝たず。古之良守は、蝗は境に入らず。若し其れ徳を修めて免かれる可くんば、彼は豈に徳無くして然るを致すや？」

若水は乃ち敢えて違わず。夏、五月、甲辰(40)、敕して使者に委ね州縣の蝗を捕える勤惰者を詳察し、各々名を以て聞す。是に由りて連歳蝗災すれども、大饑に至らず。

■【縣令を試す】或は上に言つて曰く、

「今歳選叙は大いに濫れ、縣令は才に非ず。」

入りて謝するに及び、上は悉く縣令を宣政殿(大明宮の正殿を舎元殿と曰く、其の北を宣政殿と曰う)の庭に召し、試みるに人を理めるの策を以てし。惟だ鄧城(古県、漢の濟陰郡に属し、後漢は兗州の治所と為す。皆濮陽郡に属す。唐は濮州を帯びる)令の韋濟は詞理第一なり、擢んでて醴泉令と為す。餘の二百餘人は第に入らず、且く官に之か令む。

四十五人は放歸して學問せしむ。吏部侍郎の盧從願は豫州刺史に左遷され、李朝隱は滑州刺史に左遷される。從願は選を典さざること六年、朝隱と皆な職に稱うに名あり。(史は盧從願と李朝隱とを以て職に稱うと為せば、或る人の言は非と為すなり)初め、高宗之世、馬載、裴行檢は吏部に在り、最も有名なり、時人は吏部に、

「前に馬、裴有り、後に盧、李有り」

と稱す。濟は、嗣立(韋思謙の子)之子也。(2-149p)

■【海南には珠翠奇寶を求めず】胡人有り上言す、

「海南(林邑・扶南・眞臘諸国)には珠翠奇寶多し、往きて營致す可し」

と、因りて市舶之利を言う。又た師子國(天竺の傍らの國、今の印度の錫蘭島、現・スリランカ)に往き靈藥及び善醫之嫗を求め、之を宮掖に置かんと欲す。上は監察御史の楊范臣に命じて胡人と偕に往きて之を求めしむ、范臣は從容として奏して曰く、

「陛下は前年に珠玉、錦繡を焚き、示すに復た用いずと。今求める所の者は何を以て焚く所の者と異なる乎！彼の市舶は商賈と利を争う、殆んど王者之體に非ず。胡藥之性は、中國多く知る能わず。況んや胡嫗に於いてをや、豈に宜しく之を宮掖に置くべけんや！夫れ御史は、天子の耳目之官なり、必ず軍國の大事有れば、臣は炎瘴を觸冒すと雖も、死すとも敢えて辭せず。此れ特に胡人は眩惑して媚を求めるなり、聖徳に益無し、竊に恐る陛下之意に非ざらんことを、願わくは之を熟思すべし。」

上は遽に自ら咎を引き、慰諭し而して之を罷む。

■【上皇崩御】六月、癸亥(59)、上皇は百福殿に於いて崩ず(睿宗、年 55)。己巳(5)、上の女の萬安公主を以て女官と為し、以て追福せんと欲す。

【突厥可汗の默啜の戦死】

突厥[拔曳固は突厥可汗の默啜を斬る]癸酉(9)、拔曳固は突厥可汗の默啜の首を斬りて來獻す。時に默啜は北に拔曳固を撃ち、大いに之を獨樂水に破り、勝ちを恃みて輕々しく歸り、復た備えを設けず、拔曳固

の進卒(兵敗れて潰乱し、士卒は逃走す)は**頡質略**に遇い、柳林より突出して、之を斬る。時に大武軍の子將(小將)の**郝靈荃**は使いを奉じて突厥に在り、**頡質略**は其の首を以て之に歸し、與に偕に闕に詣り、其の首を廣街に懸ける。拔曳固、回紇、同羅、[雨習]、僕固の五部は皆な來降し、大武軍の北に置く。

突厥[**毘伽可汗立つ**] **默啜**之子の**小可汗**は立ち、**骨咄祿**(骨篤祿、默啜の兄。永淳二年に反す。天授二年に死す。默啜は代わりて立つ)之子の**闕特勒**は撃ちて之を殺し、及び**默啜**の諸子、親信は略ぼ盡く。其の兄の左賢王の**默棘連**を立て、是を**毘伽可汗**と為し、國人は之を「小殺」と謂う。**毘伽**は國を以て固く**闕特勒**に譲り、**闕特勒**は受けず。乃ち以て左賢王と為し、専ら兵馬を典らしむ。

■[中宗・睿宗の廟]秋，七月，壬辰(28)，太常博士の**陳貞節**、**蘇獻**は太廟の七室の巳に滿つるを以て、中宗の神主を別廟に遷し、**睿宗**の神主を奉じて太廟に附せんと請う。之に従う。又奏す、

「**昭成皇后**(次妃なり。帝を生むを以て上せて睿宗に付ける)を遷して**睿宗**の室に附し、**肅明皇后**(睿宗の元妃)は留めて儀坤廟(前卷景雲二年にあり)に祀らん。」

八月，乙巳(41)，中宗の廟を太廟之西に立てる。

■**契丹**[**契丹・奚に州・刺史を置く**]辛未(7)，契丹の**李失活**、奚の**李大酺**は所部を帥いて來降す。(胡三省は曰く、武後の萬歲通天の時、奚・契丹叛く。帝は位に即の初め、孫佺・薛訥は相繼ぎて師を喪う。兩蕃は敢えて勝ちに乗じて中国を憑陵せず、乃ち相帥いて來たり降るは、中国の勢い安強にして、以て其の心を服する有るが故なり)制して**失活**を以て松漠郡王と為し、左金吾大將軍を行ひ松漠都督を兼ねしめ、其の八部落(貞觀の末に契丹の達稽部を以て峭落州と為し、紇便部を彈汗州と為し、獨活部を無逢州と為し、芬間部を羽陵州と為し、突便部を日連州と為し、芮奚部を徒河州と為し、墜斤部を萬丹州と為し、伏部を四黎・赤山二州と為し、松漠府を併せて凡そ八部十州とす。今復た其の酋長を以て各々刺史と為す)の酋長に因り、拜して刺史と為す。(12-150p)又將軍の**薛泰**を以て軍を督して之を鎮撫せしむ。**大酺**を饒樂郡王と為し、右金吾大將軍を行ひ饒樂都督を兼ねしむ。**失活**は、**盡忠**(萬歲通天に叛く者)之從父の弟也。

■**吐蕃**吐蕃は復た和を請い、上は之を許す。

■**突厥** **契丹**突厥の**默啜**は既に死し、奚、契丹、拔曳固等の諸部は皆な内附し、突騎施の**蘇祿**も復た自立して**可汗**と為る。突厥の部落は多く離散し、**毘伽可汗**は之を患い、乃ち**默啜**の時の牙官の**曷欲谷**を召し、以て謀主と為す。**曷欲谷**は年七十餘、智略多く、國人は之に信服し、突厥の降戸の河曲(北河の曲)に處る者は、**毘伽**の立つを聞き、多く復た叛して之に歸す。

■**突厥**[**王峻は上言**]并州長史の**王峻**は上言す、

「此の屬は徒に其の國の喪亂を以て、故に相帥いて來降す。若し彼が安寧ならば、必ず復た叛して去らん。今之を河曲に置き、此の屬は桀黠にして、實に制御し難く、往往にして軍州の約束を受けず、兵を興して剽掠す。其の逃げる者は已に多く虜と聲問往來し、委曲を通傳すると聞く。乃ち是れ此の屬を畜養し間諜を為さ使むなり、日月滋々久しく、奸詐は愈々深し、邊隙を窺に伺い、將に大患を成さんとす。虜騎南牧すれば、必ず内應を為し、來たりて軍州に逼り、表裡に敵を受け、**韓**、**彭**有りと雖も、勝ちを取る能わず矣。願わくは秋、冬之交を以て、大いに兵衆を集め、諭ずるに利害を以てし、其の資糧を給し、之を内地に徙さん。二十年の外に、漸く舊俗を變じ、皆な勁兵と成る。一時に暫く勞すると雖も、然も永久安靖ならん。比者邊を守る將吏及び境を出る使人は、多く諛辭を為し、皆な事實に非ず、或は雲う北虜破滅せりと、或は雲う降戸は妥貼せりと、皆な自ら其の功を衒わんと欲し、能く忠を盡くし國に徇ずるに非ず。願わくは斯の利口(論語陽貨篇に、講師は曰く、利口の邦家を覆す者を惡むと)を察し、遠慮を忘れる忽れ。議者は

必ず曰く、『國家は向時(貞觀の時)に已に嘗て降戸を河曲に置き、皆な安寧を獲たり、今何んぞ所疑う所あらん！』此れ則ち事は同じく時異なり、察せざる可からず。向者に**頡利**は既に亡び、降者は復た異心無し、故に久しく安くして變無きを得たり。今北虜は尚ほ存し(毘伽可汗立つ)、此の屬は或は其の威を畏れ、或は其の惠を懐い、或は其の親屬なり、豈に南に來たるを楽しまんや！之を彼の時に較べれば、固より侔しからず矣。臣の愚慮を以てすれば、之を内地に徙すは、上也。多く土馬を屯し、大いに之が備えを為す、華、夷相い參すれば、人勞し費廣からん、次也。正に今日の如きは、下也。願わくは茲の三策を審かにし、利を擇び而して行わん、縱使徙すに因りて逃亡するとも、得る者は皆な唐の有と為る。若し留めて河冰に至れば、恐らくは必ず變らん。』

■[降戸の反乱討伐]疏は奏され、未だ報じず。降戸[足夾]跌思泰、阿悉爛等は果たして叛す。冬、十月、甲辰(40)、朔方大總管の薛訥に命じて兵を發して之を追討せしむ。王峻は并州兵に引いて西に河を濟り、晝夜兼行して、叛者を追撃し、之を破り、斬獲は三千級。

■突厥[張知運は敗れ、突厥は自重する]是より先、單于副都護の張知運は悉く降戸の兵仗を收め、河を渡り而して南せ令め、降戸は怨み怒る。御史中丞の姜晦は巡邊使と為り、降戸は弓矢無く、射獵するを得ざるを訴える、(12-151p)晦は悉く之を還す。降戸は之を得、遂に叛す。張知運は備えを設けず、之と青剛嶺(慶州方渠県の北、靈衆の南)に戦い、虜の擒とする所と為り、突厥に送らんと欲す。綏州の境に至り、將軍の郭知運は朔方の兵を以て之を邀撃し、大いに其の衆を黒山の呼延谷に破り、虜は張知運を釋き而して去る。上は張知運が師を喪うを以て、之を斬りて以て徇う。毘伽可汗は既に思泰等を得、南に入りて寇を為さんと欲し。嗽欲谷は曰く、

「唐主は英武なり、民は和し年豊かにして、未だ間隙有らず、動く可からざる也。我が衆は新たに集まり、力は尚ほ疲羸す、且く當に息養すること數年、始めて變を觀て而して擧ぐ可し。」

毘伽は又た築城し、並せて寺觀を立てんと欲す、嗽欲谷は曰く、

「可からず。突厥の人徒は稀少なり、唐家の百分之一に及ばず、能く與に敵と為る所以の者は、正に水草を逐い、居處常無く、射獵を業と為し、人は皆な武を習い、強ければ則ち兵を進めて抄掠し、弱ければ則ち山林に竄伏するを以てす。唐兵は多しと雖も、施し用いる所無し。若し築城し而して居り、舊俗を變更するは、一朝利を失えば、必ず滅ぼす所と為らん。釋、老之法は、人に仁弱を教え、武を用い勝を争う之術に非ず、崇ぶ可からざる也。」

毘伽は乃ち止む。

■[睿宗の埋葬]庚午(6)、大聖皇帝を橋陵(同州蒲城県の三十里。是の歳に蒲城県を改めて奉先県と為し、京兆の尹に属す)に葬し、廟號を睿宗とす。御史大夫の李傑は橋陵の作を護し、判官の王旭は賊を犯し、傑は之を按じ、反りて構する所と為し、衢州(漢の新安太末の地。晋は信安と改名、太末を改めて龍丘と為し、東陽郡に属す。唐の武徳四年に分けて衢州を置く)刺史に左遷される。

■[盧懷慎は薨去]十一月、己卯(15)、黃門監の盧懷慎は疾亟かにして、上表し宋璟、李傑、李朝隱、盧從願を薦め、

「並びに明時の重器なり、坐する所の者は小に、棄てる所の者は大なり、望むらくは矜録を垂れんことを。」

上は深く之を納れる。乙未(31)、薨ず。家に餘蓄無し、惟だ一老蒼頭、自ら鬻ぎて以て喪事を辦ぜんと請う。

■丙申(32), 尚書左丞の**源乾曜**を以て黄門侍郎、同平章事と為す。

■**[姚崇は疾で宋璟に交代]**姚崇は第に居る無く、罔極寺(神龍元年に太平公主は天后の為に大寧坊に立てる。開元二十年に興唐寺と為す)に寓居し、疴(瘧疾、おこり)を病むを以て謁告す。上は遣使して飲食起居の状を問い、日々に數十輩。**源乾曜**は事を奏し或は旨に稱えば、上は輒ち曰く、

「此れ必ず**姚宗**之謀也。」

或は旨に稱わざれば、輒ち曰う、

「何ぞ**姚崇**と之を議せざるや！」

乾曜は常に、「實に然り。」

と謝す。大事有る毎に、上は常に**乾曜**をして寺に就きて**崇**に問わ令む。癸卯(39), **乾曜**は**崇**を四方館(中書省に属す)に遷し、仍ほ家人の入りて疾に侍するを聽さんと請う。上は之を許す。**崇**は四方館に簿書有り、病者の宜しく處(外×)るべき所に非ざるを以て、固辭す。上は曰く、

「四方館を設けるは、官吏の為也。卿をして之に居ら使むるは、社稷の為也。卿をして禁中に居ら使む可からざるを恨む耳、此れ何ぞ辭するに足らん！」

崇の子の光祿少卿の**彝**、宗正少卿の**異**は、廣く賓客を通じ、頗る饋遺を受け、時に譏る所と為る。主書(中書省に主書四人有り、従七品上)の**趙誨**は**崇**の親信する所と為り、胡人の賂を受け、事は覺われ、上は親ら鞫問し、(12-152p)獄に下し死に當る。**崇**は復た營救し、上は是に由り悦はず。會々京城を曲赦し、敕して特に**誨**の名を標し、之を杖つこと一百、嶺南に流す。**崇**は是に由りて憂懼し、數々相の位を避けんと請い、廣州都督の**宋璟**を薦して自らに代わらしむ。

■**[宋璟と楊思勳はそりが合わず]**十二月、上は將に東都に幸せんとし、**璟**を以て刑部尚書、西京留守と為し、驛を馳せて闕に詣ら令め、内侍、將軍(旧唐書の楊思勳傳によれば、時に内常侍右監門衛將軍たり。内侍は内侍省の官の長、内常侍は之が貳たる者なり。内侍は従四品下、内常侍は正五品上)の**楊思勳**を遣わして之を迎えしむ。**璟**は風度凝遠にして、人は其の際を測るもの莫し、塗に在り竟に**思勳**と言を交えず。**思勳**は素より貴幸なり、歸りて、上に訴え、上は嗟歎すること良く久しく、益々**璟**を重んず。

■丙辰(52), 上は驪山の温湯に幸す。乙丑(1), 宮に還る。

■**[姚崇の引退]**閏月、己亥(35), **姚崇**は罷めて開府儀同三司と為り、**源乾曜**は罷めて京兆の尹、西京留守と為り、刑部尚書の**宋璟**を以て吏部尚書を守り黄門監を兼ねしむ、紫微侍郎の**蘇頌**を同平章事とす。

■**[帝は宋璟を敬憚す]****璟**は相と為り、務めは人を擇ぶに在り、材に隨いて任を授け、百官をして各々其の職(積×)に稱わ使む。刑賞に私無く、敢えて顔を犯して正諫(続は直諫)す。上は甚だ之を敬憚し、意に合わずと雖も、亦た曲げて之に従う。

■**[郝靈荃は慟哭して死す]**突厥の**默啜**は**則天**の世より中國の患いと為り、朝廷は旰食(日が暮れてから食事をとる事、勤勉な仕事ぶりや政務に励む様子を表す)し、天下之力を傾けれども克つ能わず。**郝靈荃**は其の首を得、自ら謂えらく不世之功なりと。**璟**は以えらく、天子は武功を好めば、恐らくは事を好む者は競いて心を生じて徼倖せんと、痛く其の賞を抑えて、年を逾え始めて(胡三省は曰く、郝靈荃は人に因りて以て功と為す。授けるに郎將を以てするは、之を抑えるに非ざるなりと)郎將を授ける。**靈荃**は慟哭し而して死す。

■**[宋璟は蘇頌とよし]****璟**は**蘇頌**と相い得ること甚だ厚く、**頌**は事に遇えば多く**璟**に譲り、**頌**は事を論ずる毎に則ち**頌**は之が助けを為す。**璟**は嘗て人に謂って曰く、

「吾は**蘇氏**父子と皆な同じく相府に居る、僕射(**蘇瓌**)は寛厚にして、誠に國器為り、然れども可を獻じて

否を替て、吏事の精敏なるは、則ち黄門(旧唐書蘇頌傳には蘇頌は紫微侍郎を以て同紫微黄門平章事たり)其の父に過ぎる矣。」

■[唐の宰相]姚、宋は相い繼いで相と為り、崇は善く變に應じて務めを成し、璟は善く法を守りて正を持す。二人の志操は同じからず、然れども心を協せて輔佐し、賦役をして寛平に、刑罰をして清省に、百姓をして富遮たら使む。唐の世の賢相は、前には房(房玄齡)、杜(杜如晦)を稱し、後に姚、宋を稱し、他人は焉に比するを得る莫し。二人は進見する毎に、上は輒ち之が為に起ち、去れば則ち軒に臨みて之を送る。李林甫(史は終に之を言う)が相と為るに及び、寵任は姚、宋よりも過ぎると雖も、然も禮遇は殊だ卑薄なり矣。紫微舍人の高仲舒は博く典籍に通じ、齊澣は時務に練習し、姚、宋は毎に二人を坐せしめ以て疑う所を質す、既に而して歎じて曰く、

「古を知らんと欲すれば、高君(群×)に問え、今を知らんと欲すれば、齊君に問え、以て缺政無かる可し矣。」

■辛丑(37)、十道按察使を罷む。(開元二年に復た按察使を置く)

■[員外郎等は尚書省で奏擬せず]舊制では、六品以下の官は皆な尚書省に委ねて奏擬せしむ。是の歳、始めて制して員外郎、御史、起居、遺、補(皆台省の要官なれば、人主の親ら除するに由り、尚書の奏擬に由らず。唐の制は員外郎は従六品、侍御史・起居郎も亦た従六品。補闕は七品、拾遺及び監察御史は八品)は擬せず。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之中開元五年〈丁巳、717年〉

■[天心か偶然か]春、正月、癸卯(39)、太廟の四室は壞れ、上は素服して正殿に避ける。時に上は將に東都に幸せんとし、以て宋璟、蘇頌に問い、對えて曰く、

「陛下の三年之制(去年六月睿宗崩す)は未だ終わらざるに、遽爾(にわか)に行幸すれば、恐らくは未だ天心(かな)に契わざらん、災異は戒めを為す。願わくは且く車駕を停めるべし。」

又た姚崇に問い、對えて曰く、

「太廟の屋材は、皆に苻堅の時の物なり、歳久しく朽ち腐れ而して壞れる、適々行期と相い會す、何ぞ足異なるに足りん也！(災異と為すに足らず)且つ王者は四海を以て家と為す、陛下は關中が稔らざるを以て東都に幸するは、百司の供擬は已に備わる、信を失う可からず。但だ應に神主を太極殿に遷し、更めて太廟を修め、期の如く自ら行くべき耳。」

上は大いに喜び、之に従い、崇に絹二百匹を賜わる。己酉(45)、上は享禮を太極殿に行い、姚崇に命じて五日に一たび朝し、仍ほ閣に入りて供奉す(内殿の朝參に供奉の班中に立つなり。姚崇は旧相なり、蓋し供奉の班首に立つなり)、恩禮は更に厚く、大政有れば輒ち焉に訪ねる。右散騎常侍の褚無量は上言す、

「隋の文帝は富天下を有つ、遷都之日、豈に苻氏の舊材を取り以て太廟を立てんや乎？此れ特に諛臣之言なる耳。願わくは陛下は克く天の戒しめを謹み、忠諫を訥れ、諂諛を遠ざけるべし。」

上は聽かず。

■[東都に行幸]辛亥(47)、東都に行幸す。崤谷(現・三门峡市陝州区)に達(続は過)し、道隘にして治まらず。上は河南の尹及び知頓使(車駕行幸するときあり)の官を免ぜんと欲す、宋璟は諫めて曰く、

「陛下は方に巡幸を事とす、今此を以て二臣を罪すれば、臣は恐る將來民は其の弊を受けんことを。」

上は遽に命じて之を釋さしむ。環は曰く、

「陛下は之を罪し、臣の言を以て而して之を免ずれば、是れ臣は陛下に代わりて徳を受ける也。請う罪を朝堂に待た令め而る後に之を赦さん。」

上は之に従う。

■二月，甲戌(10)，東都に至り，天下に赦す。

■[營州都督を柳城に置く]奚、契丹は既に内附し、貝州刺史の宋慶禮は建議し、營州を復せんと請う。(武后の萬歲通天元年に營州陥る)三月，庚戌(46)，制して復た營州都督を柳城に置き、平盧軍使を兼ね、管内の州縣鎮戍は皆な其の舊の如くせしむ。太子詹事の姜師度を以て營田、支度使と為し、慶禮等と之を築き、三旬し而して畢る。慶禮は清勤嚴肅にして、屯田を開くこと八十餘所、流散を招安し、數年之間に、倉廩充實し、市邑浸く繁し。

■夏，四月，甲戌(10)，奚王の李大酺の妃の辛氏に號の固安公主を賜う。

■己丑(25)，皇子の嗣一は卒す，追いて立てて夏王と為し，諡して悼と曰う。嗣一の母の武惠妃，攸止(武后の從子)之女也。

突騎施突騎施の酋長の左羽林大將軍の蘇祿の部衆は浸く強し，職貢乏しからずと雖も，陰に邊を窺う之志有り。五月，十姓可汗の阿史那獻は葛邏祿の兵を發して之を撃たんと欲す，上は許さず。

■[姜晦を田園に出す]初め，上は微なる時，太常卿の姜皎と親善なり。竇懷貞等を誅する(前卷元年にあり)に及び，皎は預りて功有り。(12-154p)是に由り寵遇せられ群臣は及ぶもの莫し，常に臥内に出入し，后妃と榻を連らねて宴飲す，賞賜は勝げて紀す可からず。弟の晦も，亦た皎の故を以て吏部侍郎に累遷す。宋環は言う、

「皎の兄弟の權寵はただ盛んなり，之を安んずる所以に非ず」

と，上は亦た以て然りと為す。秋，七月，庚子(36)，晦を以て宗正卿と為し，因りて制を下して曰く、「西漢の諸將は，權貴なるを以て全からず(漢の高帝時代)。南陽の故人(後漢の光武帝時代)は，優閒なるを以て自ら保つ。皎は宜しく田園に放歸すべし，散官、勳、封は皆な故の如し。」

■吐蕃壬寅(38)，隴右節度使の郭知運は大いに吐蕃を九曲に破る。

■突騎施安西副大都護の湯嘉惠は奏す、

「突騎施が大食、吐蕃を引いて、四鎮を取らんと謀る。」

と、鉢換(統は鉢換、撥換城)及び大石城(石國城、タシケント)を圍み、已に三姓葛邏祿の兵を發して阿史那獻と之を撃つ。

■[并州到天兵軍を置く]并州長史の張嘉貞は上す、

「突厥の九姓の新たに降る者は，太原以北に散居し，重兵を宿して以て之に鎮せんと請う。」

辛酉(57)，天兵軍を并州に置き，兵八萬を集め，嘉貞を以て天兵軍大使と為す。

■太常少卿の王仁惠等は奏す、

「則天は明堂を立てて古制に合わず。又た，明堂は質(質素)を尚ぶ，而るに奢侈を窮極し，宮掖に密邇し，人神は雜擾す。」

甲子(0)，制して復た明堂を以て乾元殿(204 卷武后垂拱四年にあり)と為し，冬至、元日の朝賀を受け，季秋の大享は，復た園丘に就く。

■[貞觀之政に戻す]九月、中書、門下省及び侍中は皆た舊名に復す(前卷元年にあり)。貞觀之制には、中書、門下及び三品の官は入りて事を奏するは、必ず諫官、史官をして之に隨い使め、失有れば則ち匡正し、美惡必ず之を記せ使む。諸司は皆な正牙に於いて事を奏し、御史は百官を彈じるは、豸冠(獬豸冠、法冠、一に柱後惠文と曰う。高さ五寸。執法者は之を服す)を服し、仗に對して彈文を讀む。故に大臣は君を専らにするを得ず而して小臣は讒慝を為すを得ず。許敬宗、李義府が事を用いるに及び、政は私僻多く、奏事官の多くは仗下に俟ち、御坐の前に於いて左右を屏けて密かに奏し、監奏御史(殿中侍御史)及び待制官(永徽中に弘文館学士一人に命じ、日に制を武德殿の西門に待たしむ。文明元年に京官の五品以上の清官に詔し、日々に一人、制を章善明福門に待たしむ。先天の末に又た朝集使の六品以上なるもの二人を以て、仗に隨い制を待たしむ)は遠く立ちて以て其の退くを俟つ。諫官、史官は皆な仗に隨いて出で、仗下りて後の事は、復た預り聞かず。武后は法を以て群下を制し、諫官、御史は風聞を以て事を言うを得、御史大夫より監察に至るまで互いに相い彈奏するを得、率ね險詖(邪惡不正)を以て相い傾覆す。宋璟が相に為るに及び、貞觀之政を復せんと欲し、戊申(44)、制す、

「今より事の^{まご}的に須く秘密にすべき者に非ざれば、皆な仗に對して奏聞せ令め、(12-155p)史官は自ら故事に依らん。」(唐の制では、天子が正殿に御すれば、左右は陛に伏して聴く。命有れば退きて之を書す。若し仗が紫宸内閣に在るときは、香案を挟み、分かれて殿下に立つ。永徽より後に唯仗に對して旨を承くるを得る。仗下るの後に謀議は皆預かり聞くを得ず)

■[廟の議論]冬、十月、癸酉(9)、伊闕の人の孫平子は上言す、

「《春秋》に魯の僖公^{のぼ}に躋せるを譏る(春秋文公二年に、大いに太廟に事有り、僖公を躋す。傳に曰く、逆祀なり。君子は以て禮を失うと為す。禮は順ならざる所無し。祀は國の大事なり。而るに之を逆にするは、禮と謂う可けんや。子は齊聖なると雖も、父に先だちて食わざること久し。故に禹は鯀に先だたず、湯は契に先だたず、文武は不窋に先だたず、宋は帝乙を祖とし、鄭は厲王を祖とす。猶ほ祖を上ぶなりと)。今中宗を別廟に遷し而して睿宗を祀る、正に魯と同じ。兄は弟に臣なる(魯の僖公は嘗て閔公に臣たるをいう)すら、猶ほ躋す可からず、況んや弟が兄に臣たる(睿宗が中宗に於ける)は、之れ兄の上に躋す可けん乎！若し兄弟同じく昭なりと以えば、則ち應に兄を出して別廟に置くべからず。願わくは群臣に下して博く議し、中宗を遷して廟に入れんことを。」

事は禮官に下り、太常博士の陳貞節、馮宗、蘇獻は議して、以爲く、

「七代之廟は、兄弟を數えず。殷代には或は兄弟四人(陽甲・盤庚・小辛・小乙)は相い繼いで君と為せり、若し數えて以て代と為せば、則ち祖禰之祭り無からん矣。今睿宗之室は當に高宗に亞し、故に中宗の為に特に別廟を立てる。中宗は既に新廟に升り、睿宗は乃ち高宗に附す、何ぞ嘗て躋りて中宗之上に居らん？閔而るに平子は僖公に躋すを引きて證と為し、聖朝を誣罔す、漸長ず可からず。」

時論は多く平子を是とす、上も亦た以て然りと為し、故に議久しく決まらず。蘇獻は、頌之從祖兄也、故に頌は之を右く。卒に禮官の議に従う。平子は之を論じること已まず、謫して康州の都城(漢の端溪縣。晋は都城縣。晋康郡に屬す。隋は省き、併せて端溪に入る。信安郡に屬す。唐は端溪を分けて康州を置き、都城これに屬す)尉と為る。

■新廟(更めて太廟を作る)は成り。戊寅(14)、神主は廟に附す。

■[諸皇子の平等]上は宋璟、蘇頌に命じて諸皇子の為に名及び國邑之號を制せしむ、又た別に一佳名及び佳號を制して之に進ま令む。璟等は上言す、

「七子均しく養うは、《國風》に著われる(詩經曹風に曰く、鴈鳩は桑に在り、其の子七つ。淑人君子は其の儀一なりと。鴈鳩が其の子を養うや、朝は上より下り、暮は下より上り、平均すること一の如し)。今臣等の制する所の名號は各々三十餘、輒ち混同して以て進め、以て陛下の覆燾無偏之徳を彰わす。」

上は甚だ之を善しとす。

■**契丹**十一月，丙申(32)，契丹王の**李失活**は入朝す。十二月，壬午(18)，東平王(續、紀王慎の子、慎は太宗の子)の外孫の**楊氏**を以て**永樂公主**と為し，之に妻あわす。

■**[公文書の整理]**秘書監の**馬懷素**は奏す、

「省中の書は散亂訛缺す，請う學術之士二十人を選びて整經校補せしめん。」

之に従う。是に於いて逸書を搜訪し，吏を選びて繕寫せしめ，國子博士の**尹知章**、**桑泉**(隋の開皇十六年に猗氏県を分けて置く県。蒲州に属す。山西省河東道臨晋県、現・運城市臨猗県)の尉の**章述**等二十人に命じて同じく刊正せしめ，左散騎常侍の**褚無量**を以て之が使いと為す，乾元殿の前に於いて群書を編校せしむ。

令和7年9月1日 翻訳開始 12129 文字

令和7年10月3日 翻訳終了 26115 文字